

様式9

「富士見市パートナーシップ宣誓制度（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年3月22日

人権・市民相談課

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	意見募集期間	令和4年1月11日（火）から 令和4年2月10日（木）まで	
2	意見の件数	107件	
3	意見提出方法	ホームページ応募専用フォーム	24人
		郵送	3人
		ファクシミリ	1人
		直接持参	0人
4	反映状況	A 意見を反映し、案を修正したもの	1件
		B 既に案で対応済みのもの	6件
		C 今後の参考とするもの	92件
		D その他	8件

【募集意見】

(107件)

全体・制度の目的			
No	意見概要	市の考え方	反映状況
1	<p>・パートナーシップ宣誓をすることで、獲得できる権利も説明した方がよい。手続きしか記載していない。婚姻関係のある男女と同様に、市営住宅に入れる。病院での病状説明を聞いたり、手術の同意ができるなど、獲得できる権利も説明したほうが良い。</p> <p>・パートナー宣誓者が、里親になれるかが不明。同性パートナーでも里親になれるよう制度整備をしてはどうか？</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、性の多様性を尊重する取組として、性的マイノリティの二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、その証明書を交付する制度です。この制度は法的な効力はありませんが、二人が自分らしく生き生きと活躍されることを自治体として応援するとともに、性の多様性についての社会的理解が深まるよう、市民や市内事業者に向けて周知啓発に努めてまいります。</p>	C
2	<p>宣誓証明書等交付を受けた場合、どのようなメリットがあるのか明らかに文章に記載されることがあるのか。または努力するものはあるのか。具体的に明記頂きたい。</p>		C
3	<p>パートナーシップ宣誓制度には大いに賛成です。ただ、宣誓したお二人が富士見市で暮らしやすくするための市の取り組みが全くわかりませんでした。同居も別居も可能とのことですが、LGBTフレンドリーの不動産屋や大家さんを紹介する、もしくは、双方にLGBT理解を求めたりすることはあるのでしょうか？</p> <p>学校教育に取り入れられているのでしょうか？</p> <p>法的なものではないにせよ、当事者の要望や、現状での困りごとをしっかりと聞いて施行していただきたいです。</p>		C
4	<p>様々な自治体が制度を実施しており、その上で当事者の声も上がっている。それをよく吟味した上で、マジョリティ視点ではなく、マイノリティの当事者のための制度にしてほしい。</p>		C
5	<p>公営住宅は市民の財産であり、入居を必要としている人の財産でもある。現在入居している人の権利を守ることも大切だが、入居を考えているパートナーシップ宣誓制度のカップルの権利も守られるべき。</p> <p>議会の答弁にて、市営住宅の入居資格に関して現在の条例では同性カップルは含まれないとのことだが、他の制度導入自治体では含まれている。現在の条例で、同性カップルも入居できる解釈をしてもらえないか。</p>	<p>市営住宅の入居資格については「富士見市営住宅条例」で定めております。市営住宅に入居することができる者に「富士見市パートナーシップ宣誓制度」の宣誓者も含めるよう、検討を進めております。</p>	C
6	<p>同性カップルも市営住宅の入居を可能としてほしい。他の制度導入自治体も富士見市と同様の条例にて同性カップルの入居を可能としている。まずは解釈で市営住宅を入居可能とし、制度施行後に必要であれば条例の改正をすれば良い。</p>		C
7	<p>他県内自治体では制度施行にあわせて同性カップルの公営住宅入居を可能としている。条例の改正無しに入居可能と解釈し、同性カップルの入居を実行できるはずである。まずは入居を可能とし、制度施行後に必要であれば条例の改正も行えば良い。</p>		C
8	<p>差別を無くすという準じて、同性カップルも公営住宅の入居を可能としてください。</p>		C
9	<p>差別を無くすという準じて、同性カップルも公営住宅の入居を可能としてください。ふじみ野市のパブコメ案では入居可能としています。</p>		C
10	<p>差別を無くすという準じて、同性カップルも公営住宅の入居を可能としてください。</p> <p>差別解消に向けて応援をお願いします。</p>		C
11	<p>差別を無くすという準じて、同性カップルも公営住宅の入居を可能としてください。</p>		C
12	<p>同性カップルの公営住宅入居を可能にしてください。(県内の他自治体では可能になっているところも多く見られます。)</p>		C
13	<p>「偏見や差別を無くす」というに基づいて、同性カップルを異性カップルと区別するようなことがらを無くす、そのための制度として整えてください。現在、条例によって同性カップルは入居できないとなっている公営住宅の入居を可能としてください。</p> <p>ふじみ野市では条例の条文に、「同性カップル(パ制度利用)」を加えることを検討しているそうです。他自治体では、条文をそのままに入居を可能としている自治体もあります。是非、条文変更あるいは解釈変更によって入居を可能としてください。</p>		C

No	意見概要	市の考え方	反映状況
14	<p>・差別を無くすという目的から考えれば、同性カップルの公営住宅の入居を可能とすべきだと思う。ふじみ野市が示したパートナーシップ制度の案では、入居が可能となっている。</p> <p>・婚姻届の提出と同様の流れにすれば、制度をより普及させ、利用しやすくなる。二人そろっての手続きではなく、一人の手続きでも可能とすること。窓口時間の延長や夜間受付も可能とすること。</p>	<p>・市営住宅の入居資格については「富士見市営住宅条例」で定めております。市営住宅に入居することができる者に「富士見市パートナーシップ宣誓制度」の宣誓者も含めるよう、検討を進めております。</p> <p>・本制度は婚姻制度とは異なるもので、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め証明書等を交付する制度です。本人確認及び宣誓の事実を市が確認するため、場所を確保し職員立ち合いのもと行うこととしており、事前に予約をお願いします。</p> <p>・窓口時間の延長につきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>	C
15	<p>異性の事実婚カップルが入居できるのに「同性カップルは入居できない」とするのは差別であり、「差別を無くす」というに準ずるためにも同性カップルの公営住宅の入居を可能とした方がいいと考える。</p> <p>パートナーシップ制度を導入している近隣の市に引っ越した際にもう一度宣誓申込みし直すのは非効率であるため、ふじみ野市・三芳町との制度の相互利用を可能とした方がいいと考える。</p>	<p>・市営住宅の入居資格については「富士見市営住宅条例」で定めております。市営住宅に入居することができる者に「富士見市パートナーシップ宣誓制度」の宣誓者も含めるよう、検討を進めております。</p> <p>・近隣自治体との相互利用については、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	C
16	<p>差別を無くすというに準じて同性カップルも公営住宅の入居を可能としてください。理由は、同性カップルを異性カップルと区別するような事が残っているのであれば、それは差別です。制度の利用にあたっては、基本的には異性カップルと同様の扱いをして頂きたい。</p> <p>ふじみ野市、三芳町との制度の相互利用を検討してください。</p>		C
17	<p>差別を無くすというに順じて、同性カップルも公営住宅の入居を可能としてください。異性カップルができるのに、同性カップルが公共住宅に入居できないとされることは差別です。これに反対の声や、懸念する声についても、それは差別です。制度の利用にあたって、異性カップルと同様の扱いをすべきです。そうでなければパートナーシップ制度の意味がないと思います。</p> <p>また、ふじみ野市、三芳町との制度の相互利用を検討してください。</p>		C
18	<p>すでにパートナーシップ制度を施行している中の県内自治体の多くは、本制度と同様の制度施行にあわせて、同性カップルの公営住宅入居を可能としているなか、富士見市の制度上はそうなっていない。同性カップルを異性カップルと区別するようなことが制度上残っているのであれば、それは富士見市に差別が残っていると考えられ、本制度の目指すところとそぐわないと考える。制度の利用により、異性カップルと同様の扱いをしていただきたく、特に当事者から直面することの多い問題として聞いており、国連の勧告も受けている住宅の問題での差別を無くす必要があると考えるため、本制度により同性カップルも公営住宅の入居を可能にするほうが良いと考える。また、同様に公営住宅以外の制度についても、異性カップルと同等に市の制度を受けられるようにしたほうが良いと考える。そのほか、近隣の市からの移住者に配慮するため、ふじみ野市・三芳町との制度の相互利用が可能の方が良いと考える。</p>		C
19	<p>先に制度を開始している三芳町、これから開始されるふじみ野市との制度の相互利用を検討してください。</p>	<p>近隣自治体との相互利用につきましては、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	C
20	<p>制度の目的である「性自認や性的指向による偏見や差別を無くすために、」地域の生活に密着した事業者の協力を促し、利用カップルに加え性的マイノリティ全体の困難を解消するため、施行通知と協力の要請、必要なフォローアップをいただきたい。</p> <p>・医師会・医療機関の申し入れ事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性パートナーを医療意思決定において親族同様に扱う ・トランスジェンダー当事者の意思とプライバシーを尊重する <p>● 県宅地建物取引業協会支部や市内不動産業者への申し入れ事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性カップルが入居可能な物件を増やす ・性的マイノリティのアウトティングを防止する措置の実施 <p>● 地域商工会や商工業者への申し入れ事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者と消費者の両方について、性的マイノリティへの差別解消 ・雇用者への研修意識啓発、告発相談機能の充実 ・福利厚生や採用にて差別をなくす 	<p>医療機関や商工業者、不動産業者等に対し、制度の趣旨が理解されるよう、周知啓発に努めてまいります。</p>	C
21	<p>パートナーシップ証明書を提示しても法的効力がないとのことで不動産からの契約拒否、病院からの立ち合い拒否などの支障をきたすことがあると思う。そのため行政からの勧告などの対応も明記してあると申請者も安心して手続きができるかと思われる。</p>		C

No	意見概要	市の考え方	反映状況
22	<p>制度の目的である「性自認や性的指向による偏見や差別を無くすために、」地域の生活に密着した事業者の協力を促し、利用カップルに加え性的マイノリティ全体の困難を解消するため、施行通知と協力の要請、必要なフォローアップをいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会・医療機関の申し入れ事項例 ・同性パートナーを医療意思決定において親族同様に扱う ・トランスジェンダー当事者の意思とプライバシーを尊重する ● 県宅地建物取引業協会支部や市内不動産業者への申し入れ事項例 ・同性カップルが入居可能な物件を増やす ・性的マイノリティのアウティングを防止する措置の実施 ● 地域商工会や商工業者への申し入れ事項例 ・雇用者と消費者の両方について、性的マイノリティへの差別解消 ・雇用者への研修意識啓発、告発相談機能の充実 ・福利厚生や採用にて差別をなくす 	<p>医療機関や商工業者、不動産業者等に対し、制度の趣旨が理解されるよう、周知啓発に努めてまいります。</p>	C
23	<p>目的達成のためにもトランスジェンダーの当事者の意思とプライバシーの尊重を医師会・商工業者・不動産会社などへ協力申し入れしてください。望まないアウティングや人権侵害の危険に日々晒される当事者の方々がいます。</p>		C
24	<p>市立学校の全教職員に研修を徹底し、児童生徒にも学習の場を提供してください。カミングアウトする・しようとする生徒に対する体制を整え、性的指向・性自認に関するいじめをなくす取り組みを行ってほしい。教職員にはチームとしての理解と対応が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に関する取組については、今後も引き続き継続的に行ってまいります。 ・パートナーシップ宣誓制度は、性の多様性を尊重する取組として、性的マイノリティの二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、その証明書を交付する制度です。この制度は法的な効力はありませんが、二人が自分らしく生き生きと活躍されることを自治体として応援するとともに、性の多様性についての社会的理解が深まるよう、市民や市内事業者に向けて周知啓発に努めてまいります。 	B
25	<p>パートナーシップ制度だけでなく、LGBTQについての教育、若い今後を担う世代から、いじめ、偏見を無くす取り組みを願います。 家族に同性愛者がいます。同性愛者のほとんどはオープンにできない方が多く、様々な将来について、諦めてしまっている方が多いと聞き悲しくなりました。人権として性的指向は平等であり、守られる事だと思うので、パートナーシップ制度導入により、より平等に、選択して生きていきやすい世の中になって欲しい。</p>		B
26	<p>市立学校の全教職員に研修を徹底し、児童生徒にも学習の場を提供してください。カミングアウトする・しようとする生徒に対する体制を整え、性的指向・性自認に関するいじめをなくす取り組みを行ってほしい。教職員にはチームとしての理解と対応が求められる。</p>		B
27	<p>目的達成のため、苦しむ子どもたちを少しでも減らすためにも、性的指向・性自認の課題について、公立学校の職員に研修を徹底し、子どもたちにも学習の機会を広げてください。正しい情報がないゆえに生まれるいじめを減らすことや、当事者の苦しみの改善の支えになるはずです。</p>		B
28	<p>性の多様性についての社会的な理解を尊重し、性自認や性的指向による偏見や差別を無くすために取り組むということに意識を向け続け、より良い形を目指すことを続けてください。パートナーシップ制度ができることで、実際に家族と認めてもらえる人と幸せを感じる人たちはいるはずですが、しかし現実としては法的には家族として認められず、日々、望まないアウティングや差別、偏見に晒される可能性と当事者の方々は日々向き合っています。この制度ができたからおしまい、ではなく、継続して取り組み続けることが求められるはずですが。市として勉強会や講演会を開くことも続けてください。マイノリティといわれる人々に向き合うことは当事者自身のためにもなりますが、当事者でないと思っている人も実は何かのマイノリティであることに気づきかけや、それらを通じた自分たちの生きづらさや苦しみを周囲と協力して解決していく助けになるはずですが。よろしく願いいたします。</p>		B
29	<p>制度の周知方法について、市内小・中学校、特別支援学校で、道徳の時間や性教育の時間に取る等、若年層への周知に力を入れるのはどうか。</p>	<p>ご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
30	<p>目的達成のためにも同性パートナーを医療意思決定や面会において親族同様に扱うように、医師会・医療機関に対して制度の周知と呼びかけをしてください。法的な家族でないからと認めてもらえなかったり、大切な家族に会えない当事者の存在があります。</p>	<p>医療機関に対し、制度の趣旨が理解されるよう、周知啓発に努めてまいります。</p>	C

No	意見概要	市の考え方	反映状況	
31	医療従事者の私にとって、入院手続き、医師からの病状説明、医療決定、延命処置の確認などは、必ず戸籍上の家族に行ってきた。しかし、戸籍上では認められなくとも、お互いにパートナーシップを結んでいる方々がおられる。人生について多くを分かち合い支え合っているにも関わらず、医療の現場では家族と見なされない現実是非常に理不尽で、人権侵害に値すると考えている。私は特に、医療現場においてパートナーシップ制度がこれらを守るように、医療現場での意思決定や説明を受ける、手続き上のことまで可能にしていきたい。大切な人ともっと生きやすい市にしていきたい。	医療機関に対し、制度の趣旨が理解されるよう、周知啓発に努めてまいります。	C	
32	二人とその子や親との関係も認証できる、ファミリーシップ制度への拡充を検討してほしい。婚姻のできない二人を中心に形成した家族が法的な親族でないことから生まれる不都合を、サポートし補足する機能として、ファミリーシップ制度が必要。	ファミリーシップ制度については、ご意見として今後の参考とさせていただきます。	C	
33	二人とその子や親との関係も認証できる、ファミリーシップ制度への拡充を検討してほしい。婚姻のできない二人を中心に形成した家族が法的な親族でないことから生まれる不都合を、サポートし補足する機能として、ファミリーシップ制度が必要。		C	
34	パートナーシップ宣誓制度ではなく、ファミリーシップ制度としてください。子どもにも困難が生じているため。		C	
35	パートナーシップ宣誓制度ではなく、カップルも子供も入るファミリーシップ制度としてください。		C	
36	パートナーシップ宣誓制度ではなく、カップルも子供も入るファミリーシップ制度として当事者の子どもも含めてください。		C	
37	パートナー当人同士だけでなく、子どもも含めた「ファミリーシップ」制度が良いと考えます。近隣市町村では所沢市がファミリーシップ制度を導入しています。		C	
38	当事者同士だけでなくその親や子どもも含めて制度設計したほうが、より広く問題への対応が可能になるでしょう。その意味で「ファミリーシップ制度」にしたほうが良いと思います。		C	
39	パートナーシップ宣誓制度ではなく、パートナーシップ登録制度としてください。また、子どもも対象とするファミリーシップ制度として拡充してください。		・本制度は婚姻制度とは異なるもので、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め証明書等を交付する制度です。そのため、本人確認及び宣誓の事実を確認することが重要であり、職員立ち合いのもと行うこととしております。 ・ファミリーシップ制度については、ご意見として今後の参考とさせていただきます。	C
40	制度の名称について、パートナーシップ「宣誓」制度ではなく、パートナーシップ「登録」制度または「届出」制度としてください。 鴻巣市、所沢市の制度を参考に、子どもも対象とする「ファミリーシップ制度」として制度を拡充してください。		C	
41	制度の名称を「パートナーシップ宣誓」ではなく「ファミリーシップ登録」にすべき。理由は、家族も含めて登録するようにすべき。		C	
42	制度の名称について、パートナーシップ「宣誓」制度ではなく、パートナーシップ「登録」制度または「届出」制度としてください。 男女共同参画社会確立協議会を傍聴させていただき中で、「宣誓していただくことに意味がある」という言葉がありました。どうして婚姻関係は「届出」でよく、パートナーシップ関係は「宣誓」しなければならないのでしょうか。そこに不平等を感じます。前述の、窓口でふたり揃っての「宣誓」も、結婚式を例に挙げられることがありますが、結婚式を挙げるか挙げないかは当人の自由です。パートナーシップ関係についても、面前で「宣誓」するかしないかは、当人の自由としていただきたいと思えます。そのためにも「宣誓」制度ではなく「登録」もしくは「届出」制度としてください。 鴻巣市、所沢市の制度を参考に、子どもも対象とする「ファミリーシップ制度」として制度を拡充してください。今後、他の自治体でも制度が拡充されていくことが予想されます。それに先立って、富士見市でも取り組んでください。	C		

No	意見概要	市の考え方	反映状況
43	二人（異性を含む）とその子や親との関係も認証できる「ファミリーシップ制度」を採用してはいかがでしょうか？男女事実婚にも適用でき、すべての人が利用できるから。親同士が認められても親子が認められないのは実情にそぐわないので。	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、性の多様性を尊重する取組として、性的マイノリティの方を対象として実施するものです。 ・本制度は婚姻制度とは異なるもので、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め証明書等を交付する制度です。そのため、本人確認及び宣誓の事実を確認することが重要であり、職員立ち合いのもと行うこととしております。 ・ファミリーシップ制度については、ご意見として今後の参考とさせていただきます。 	C
44	パートナーシップ宣誓制度ではなく、パートナーシップ登録制度としてください。子どもも対象とするファミリーシップ制度としても拡充してください。事実婚の方も対象としてください。		C
45	パートナーシップ宣誓制度ではなく、パートナーシップ「登録」制度としてください。また、子どもも対象とする「ファミリーシップ制度」として拡充してください。事実婚の方も対象とするよう検討してください。異性カップルは、結婚等する際に市役所で宣誓をさせられることはありません。婚姻届を出すという手続きのみです。同性カップルは「宣誓」をしなければいけないとされるのは、おかしいのではと思います。わざわざ「宣誓」をしなくとも、事務的にただ登録してもらえ、そんな制度でないと利用したいとは思えません。「宣誓」をすることで、市が認めてあげるといったような、上から差別的な意味合いも感じてしまいます。性的マイノリティは、単なる趣味や嗜好によるものではありません。その部分をしっかり知って頂きたいです。		C
46	結婚制度と同様に、2名での窓口訪問を必要とせず、書類の提出をもって市がパートナーシップ関係を認めるほうが良いと考えるため、パートナーシップ宣誓制度ではなく、パートナーシップ「登録」制度とした方が良いと考える。また、将来的には、本制度では対象とならないパートナー間の関係のみならず、その子どもや親との関係も登録の対象とできるようにするため、ファミリーシップ制度とし、また、同様に同性間の結婚によらないパートナーシップ制度をふくめた公平性をもたせたほうが良いため、事実婚の方も含めた制度としての拡充をしたほうが良いと考える。		C
47	休暇、福利厚生等、市が雇用条件を定められる範囲において全て、配偶者と同様に同性パートナーを扱ってほしい。	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。	C
48	休暇、福利厚生等、市が雇用条件を定められる範囲において全て、配偶者と同様に同性パートナーを扱ってほしい。		C
49	市立中学校における選択制制服にて、トランスジェンダーや性別に迷う生徒がカミングアウトせずとも外見を選択できるよう、デザインを検討してほしい。（上服では男女外観差を最小化する（男女体形差への検討は行う）。リボン・ネクタイ等はどちらを選んでもよしとする。男女ともズボン・スカートを選べ、ズボンの外観は同じで、体形について男子用と女子用を用意する。	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。	D
50	市立中学校における制服について、トランスジェンダーや性別に迷う生徒がカミングアウトせずとも外見を選択できるよう、デザインを検討してほしい。（上服では男女外観差を最小化する（男女体形差への検討は行う）。リボン・ネクタイ等はどちらを選んでもよしとする。男女ともズボン・スカートを選べ、ズボンの外観は同じで、体形について男子用と女子用を用意する。		D
51	目的達成のために、公立中学校における選択制制服にて、性別に迷ったり違和感を感じている生徒がカミングアウトせずとも外見を選択できるようにデザインを検討してください。選択できるようにしても明らかに男女異なる形だと選択しづらい学生もいるはずです。		D
52	不必要な性別欄に苦しむ人や悩む人がいるため、公文書の性別欄を見直した方がよい。	申請書類の性別欄の見直しについては、市の取扱い基準に基づき、取り組んでおります。	D
53	公文書上に、不必要なものでも性別欄が設けられたままになっていないか調査し、不必要なもの削除を徹底して進めてください。		D

No	意見概要	市の考え方	反映状況
54	目的達成のため、公文書の性別欄の必要性を見直し不必要なものはなくすよう徹底してください。無意識に残される不必要な性別欄に苦しめられる人々がいま	申請書類の性別欄の見直しについては、市の取扱い基準に基づき、取り組んで	D
55	LGBTに関する相談に十分対応できるよう、相談窓口を強化してください。	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。	D
56	災害時、防災時の計画において、性的マイノリティに対する支援を充実させてく	「富士見市避難所運営マニュアル」「富士見市男女共同参画プラン(第4次)」	D
57	社会において、一般的な夫婦にできて同性カップルにできないことの洗い出しを全	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。	C
宣誓できる方			
No	意見概要	市の考え方	反映状況
58	同性パートナーの子どもや親との関係、事実婚の家族の関係も認証できるファミ	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、性の多様性を尊重する取組として、性的マイノリティの方を対象として実施するものです。 ・ファミリーシップ制度については、ご意見として今後の参考とさせていただきます。 	C
59	事実婚の方や、子どもを有する同性パートナーのためにも、二人の関係だけでなく、一緒に暮らしている子どもとの関係も認証できるファミリーシップ制度への拡充		C
60	性別等は、問わない。事実婚の可否は性的マイノリティのカップルに限らない法律		・本制度は、性の多様性を尊重する取組として、性的マイノリティの方を対象として実施するものです。
必要な書類			
No	意見概要	市の考え方	反映状況
61	転入予定の場合、市内で住む予定の住居が分かる書類(転出証明書、賃貸	<p>制度の利用予定書の発行をする予定はありません。</p> <p>性の多様性についての社会的理解が深まるよう、市民や市内事業者に向けて周知啓発に努めてまいります。</p>	C
62	家主の合意が取りにくく同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、		C
63	同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、パートナーシップ制度利用		C
64	同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、パートナーシップ制度利用		C
65	同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、パートナーシップ制度利用		C
66	同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、パートナーシップ制度利用		C
67	同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、パートナーシップ制度利用		C

No	意見概要	市の考え方	反映状況
68	同性カップルの方たちは、同性であるということが理由になり、賃貸住宅の入居を断られるケースがあるとお聞きます。そのため、富士見市への転入という、宣誓の条件を満たすこと自体にそもそも難しさがあります。そこで、富士見市のパートナーシップ制度を利用する予定であることを証明する予定書等を発行してください。	制度の利用予定書の発行をする予定はありません。 性の多様性についての社会的理解が深まるよう、市民や市内事業者に向けて周知啓発に努めてまいります。	C
69	同性カップルが住居を探しづらい状況を改善するため、パートナーシップ制度利用予定書等を発行してください。 今回のパートナーシップ制度が行われることについては、とても嬉しく思いますが、現行の内容ですとメリットがあるとは思えません。せっかく行うのであれば、利用したくなる、当事者にとって意味のある制度にしていきたいと思えます。		C
70	同性カップルの方たちは、同性であるということが理由になり、賃貸住宅の入居を断られるケースがあるとお聞きます。そのため、富士見市への転入という、宣誓の条件を満たすこと自体にそもそも難しさがあります。そこで、富士見市のパートナーシップ制度を利用する予定であることを証明する予定書等を発行してください。		C
71	転入予定の場合、市内に住む予定の住居が分かる書類(転出証明書、賃貸契約書)の提出を必要としているが、同性カップルは民間借家を借りようとしても、家主の合意が取れないことが多い現状を当事者から聞いており、状況を改善するため、パートナーシップ制度利用予定書等の発行を可能にしたほうが良いと考える。		C
72	本人確認書類として、学生証も含めてください。		本人確認において、学生証も2点での確認書類として含めることとします。健康保険証、年金手帳等と併せて2点の提示をお願いします。

手続きの流れ

No	意見概要	市の考え方	反映状況
73	予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来庁してください。」となっている。 婚姻届はポスト投函でもよいのに、差別的ではないか？婚姻届と同様に届出でよいとするか、あるいは「職員がせいっぱい祝福しますのでお二人で来庁ください」とした方がいいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は婚姻制度とは異なるもので、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め証明書等を交付する制度です。本人確認及び宣誓の事実を市が確認するため、場所を確保し職員立ち合いのもと行うこととしており、事前に予約をお願いします。 ・窓口時間の延長につきましては、ご意見として参考とさせていただきます。 	C
74	婚姻手続き同様、一人で手続き可能であったり、受付時間外でも提出できるようにした方がいいと思う。		C
75	二人が同時に来庁するのではなく、別々に署名する選択肢はないか。異性婚の婚姻届に比べ厳しすぎる。制度は利用したいが、近所や勤務先等の人には知られたくない人への配慮が欲しい。来庁することが困難等の人への配慮として一人対応が望ましい。		C
76	男女の婚姻では宣誓が必要ないにも関わらず、性的マイノリティのカップルにおいてはパートナーシップ制度利用に「宣誓」が必要となります。「登録」だけを利用要件にして、法律上異性のカップルとの差をなるべく小さくしてください。		C
77	窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。		C
78	一方のみの届出制にしたらいかがでしょうか？婚姻届と同様の扱いをするのが「差別を無くす」と思います。		C
79	二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。		C
80	二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)、土日の対応を検討してください。		C

No	意見概要	市の考え方	反映状況
81	二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。	<p>・本制度は婚姻制度とは異なるもので、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め証明書等を交付する制度です。本人確認及び宣誓の事実を市が確認するため、場所を確保し職員立ち合いのもと行うこととしており、事前に予約をお願いします。</p> <p>・窓口時間の延長につきましては、ご意見として参考とさせていただきます。</p>	C
82	お二人で来庁という形によって周囲に必要以上に情報が漏れることを好ましく思わない人がいることを考慮し、どちらか一人でも手続きできるように変更してください。結婚制度同様、片方だけでも申請できる形を選ぶのが理想だと思います。		C
83	二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。 予約をなしとしてください。 市職員の立ち合いの元記入ではなく、持参でも可能としてください。理由は、成人2人が平日に揃って来庁するのは困難なので、使いやすい制度にした方がよいと考えるからです。		C
84	二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。 予約をなしとしてください。 市職員の立ち合いの元記入ではなく、持参でも可能としてください。理由は、成人2人が平日に揃って来庁するのは困難なので、使いやすい制度にした方がよいと考えるからです。		C
85	婚姻届の提出と同様の形式にしてください。 二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。 予約(7日前)を不要としてください。 市職員の立ち合いの元記入ではなく、持参でも可能としてください。 ※「届出」制度とし、婚姻届と同じようにするならば、不要となります。		C
86	二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてください。 窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討してください。 予約をなしとしてください。 市職員の立ち合いの元記入ではなく、持参でも可能としてください。 異性カップルは一人でも婚姻の手続きができるのに対して、同性カップルは何故二人揃ってでなければならぬのでしょうか。周りや、市職員に同性カップルであることが分かってしまうリスクもあると思います。隠すことではありませんが、ばれたくない方もいますし、何があるか分からないので、一番慎重に考えて、配慮して頂きたい部分です。二人でなければいけない理由が全くわかりません。「二人で宣誓しなければいけない」という差別的なものを感じます。 それ以外にも7日前までの予約や、平日の窓口時間も限られており、このままではとても利用しやすいとは思えません。こちらもっと当事者の声を聞いて、利用しやすい、安心して行えるものとしていた頂きたいです。		C
87	結婚と同様、二人そろっての手続きではなく一人の手続きでも可能としてください。 パートナーシップ登録届出の提出も平日の限られた時間のみ受け付けではなく、結婚する人々が可能なように、予定を調整しやすい土日祝日を含む365日24時間受け付けてください。 予約をなしとしてください。		C

No	意見概要	市の考え方	反映状況
88	結婚制度と比べて不平等感があり、さらに2人揃って手続きを行っている姿を見られたくない当事者もいると考えるため、二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能としてほうが良いと考える。 また同様の理由から、窓口時間の延長(夜間窓口の受付実施)を検討したほうが良いと考える。同様に、市職員の立ち合いの元記入ではなく、持参でも可能としたほうが良いと考える。またただでさえ、様々な困難を抱えているマイリティの人たちにとって使いやすい制度となるように、予約は不要としたほうが良いと考える。	・本制度は婚姻制度とは異なるもので、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を認め証明書等を交付する制度です。本人確認及び宣誓の事実を市が確認するため、場所を確保し職員立ち合いのもと行うこととしており、事前に予約をお願いします。 ・窓口時間の延長につきましては、ご意見として参考とさせていただきます。	C
宣誓証明書・カード			
No	意見概要	市の考え方	反映状況
89	本人確認書類として使えるのか。また、悪用・偽造防止への対応も必要と考える。	宣誓証明カードは身分証明書として使うことはできません。また、宣誓証明書・カードは公印を押して交付します。	C
90	カードに「万が一の場合はパートナーに連絡してください」と自筆署名できるのは有難いが、医療機関に何を求めるのかあいまいなため、「私の意思の確認が困難な場合、パートナーに対して情報の開示と医療行為・手術への同意の許可を求めます」という表現にし、地域の医師会や医療機関への周知をお願いしたい。	・パートナーシップ宣誓証明書・カードは、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を市が証明するものです。 ・医療機関に対し、制度の趣旨が理解されるよう、周知啓発に努めてまいります。	C
91	本人意思確認が困難な場合、医療意思決定をパートナーに委ねることを明記できる箇所を当事者のために作ってほしい。		C
92	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。カードに「万が一の場合はパートナーに連絡してください」と自筆署名できるのは有難いが、医療機関に何を求めるのかあいまいなため、「私の意思の確認が困難な場合、パートナーに対して情報の開示と医療行為・手術への同意の許可を求めます」という表現にし、地域の医師会や医療機関への周知を行ってください。		C
93	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
94	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
95	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
96	医療機関で、同性パートナーは医療的同意をさせてもらえないことがあります。カップルの片方が救急搬送された・意識不明の時に医療的同意ができるよう、カードに明記する方がよいと考えます。		C
97	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
98	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
99	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
100	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。		C
101	人の生き死にかかわる医療の問題は重要です。これまでも正式な婚姻、血縁関係でないために、さまざまな問題が起きてきました。衣装提供の決定をパートナーに委ねる意思表示が明確になるような形での証明書、カードの形式を求めます。		C

No	意見概要	市の考え方	反映状況
102	医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化してください。 このことは、とても切実なことです。当事者の視点に立って、より使いやすいものとしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓証明書・カードは、お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を市が証明するものです。 ・医療機関に対し、制度の趣旨が理解されるよう、周知啓発に努めてまいります。 	C
103	医療にてパートナーが家族と見なされない事は、同性カップルが直面する困難事例の中で多いものと認識している。厚生労働省のガイドライン等でも、同性パートナーを家族として扱っても問題はないはずだが、医療界への周知の面で課題が残っている現状があると考えます。 この状況の改善のため、鴻巣市の例のように、「私の意思の確認が困難な場合、パートナーに対して情報の開示と医療行為・手術への同意の許可を求めます」等を含む明確な意思表示が可能となる宣誓証明カードの表記にしたほうが良いと考える。また、あわせて地域の医師会や医療機関への周知を積極的に市が行ったほうが良いと考える。		C
104	カード裏面の「趣旨をご理解」ではあいまいです。「配偶者と同様の対応をお願いいたします」ではいかがでしょうか？同性パートナー間では公営住宅に入居できない、病院で説明や面会ができない、同性パートナーの遺産を管理できないなどの不都合が多くあります。差別を無くすためには婚姻と同様の扱いが必要だと思います。全ての人々が安心して住める富士見市になるといいですね！	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度は、性の多様性を尊重する取組として、性的マイノリティの二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、その証明書を交付する制度です。この制度は法的な効力はありませんが、二人が自分らしく生き生きと活躍されることを自治体として応援するとともに、性の多様性についての社会的理解が深まるよう、市民や市内事業者に向けて周知啓発に努めてまいります。 	C
105	同性カップルの誇り、市民であることの誇りを具現化した大切なものであることを感じられるような、高級感があって素敵なデザインになると良い。	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。	C
106	性的マイノリティ当事者は当事者性についてゾーニング（特定の人だけに告知）している場合もあり、財布に入れていても一見分かりづらいデザインであるほうが望ましいので、デザインの変更を検討してください。		C
宣誓証明書等の再交付			
No	意見概要	市の考え方	反映状況
107	再交付の時は、再発行した人の分のみ、一人で証明カードを発行してもらえるのか。二人とも再発行となるのか。	一人でも再交付が可能です。	B